

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について【第 2 報】

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、愛知県名古屋市、鹿児島県熊毛郡屋久島町に災害救助法が適用されたことを受け、本災害で被災された中小企業の皆様が早期に事業を再開できるよう、本日より中部本部（住所：愛知県名古屋市）に特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付けを適用いたします。

なお、引き続き、九州本部（住所：福岡県福岡市）に設置しました特別相談窓口においても相談を受け付けます。

■特別相談窓口設置について

＜令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に関する特別相談窓口＞

【中部本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：052-220-0516
- ・〒460-0003 名古屋市中区錦 2 丁目 2 番 13 号 名古屋センタービル 4 階

【九州本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：092-263-0300
- ・〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町 2 番 1 号 博多 FD ビジネスセンター 3 階

【オンライン経営相談（E-SODAN）】

- ・専門家と直接チャットで経営に関する相談ができます。

<https://bizsapo.smrj.go.jp>

■被災小規模企業共済契約者に対する災害時貸付けについて

【共済相談室】

- ・電話：050-5541-7171
- ・共済サポート navi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>

- ・災害時貸付適用地域（9 月 10 日時点）は別紙のとおり

＜独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）＞

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

＜本件に関する問い合わせ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

住所：東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 37 森ビル

電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）

法適用日：9月4日

【鹿児島県】

熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）

法適用日：9月8日

【愛知県】

名古屋市（なごやし）